

持続可能な加工食品物流の構築を 目指した製配販3層の取組み

2025年10月16日(木)
東京ビッグサイト 東ホール

敬称略

パネリスト

伊藤ハム米久ホールディングス(株)物流統括部 部長

竹内大介

(株)ライフコーポレーション首都圏PC・物流本部 本部長

渋谷 剛

(一社)日本加工食品卸協会 専務理事

時岡肯平

コーディネーター (公財)流通経済研究所 特任研究員

堀尾 仁

自己紹介：堀尾 仁

1985年 味の素株式会社入社

人事労務計11年間、医薬事業9年間

経営企画4年間、製販管理4年間を経て

2014年 物流企画部長

2019年 味の素（株）上席理事 物流企画部長 兼
F－LINE株式会社 取締役

2023年 すべての職務から退任

2023年 公益財団法人流通経済研究所 特任研究員

FSP（加工食品製配販物流課題解決プロジェクト）

DPC（物流情報データプラットフォーム構築プロジェクト）

2023年 日本通運株式会社 事業開発部顧問

2025年 流通経済大学 経済学部 非常勤講師

本パネルディスカッションの狙い

持続可能な加工食品物流の構築には、
製(メーカー)、配(卸)、販(小売)の連携・協力が不可欠
であり、製配販の各団体が集う
「FSP(フードサプライチェーン・サステナビリティ・プロジェクト)会議」
を始めとして、連携による様々な成果が上がっている。

その最新の動きを製配販それぞれの立場から発信し、
連携の範囲が更に広がりつつあることを共有する。

本日の流れ

1. はじめに(コーディネーターより)

加工食品物流の危機、製配販連携の歩み、物流改革に関連する法律の動き

2. 製配販各層の取り組み(パネリストの皆様より)

3. まとめ

加工食品物流が置かれている状況

※「加工食品の運べなくなる危機」とは、

危機1 「担い手の数が減っていく」

危機2 「働く時間が減る」

危機3 「効率が悪い」

危機4 「加工食品物流は嫌われている」

この3つだけで
2030年には
34%不足する

加工食品物流ではいったい
どれくらい不足するのか

その理由は

いわゆる

製配販課題

①短いリードタイム

④厳しい日付管理

⑥小ロット・多品種・多頻度納品

②長時間待機

⑤悪しき商慣行

③附帯作業

改革活動の目的の変遷と改革スキームの進化

最初は

「物流会社を選ばれる荷主に」

個社の物流改革

2014年～

ネットワーク再構築
モーダルシフト
積載率向上 など

1社だけでは無理

次に

「食品物流を選ばれる職種に」

水平連携(＝メーカー連携) 2015年～

- ・F-LINEプロジェクト、SBM会議
- ・F-LINE株式会社設立

共同配送
中長距離幹線輸送の共同化
共同物流会社の設立 など

メーカーだけでは無理

最終的には

商慣習の見直しや標準化を進めて「日本の物流を進化」させなければならない

垂直連携(＝製・配・販)

2020年～

- ・卸団体(日食協)、各小売団体との連携

製配販課題
解決に向けた取り組み

食品業界だけでは無理

全体連携(＝行政当局、業界団体)

2018年～

- ・国土交通省
- ・経済産業省
- ・農林水産省
- ・国家プロジェクト(内閣府など)
- ・流通経済研究所
- ・日本ロジスティクスシステム協会 など

標準化
法制化
ルール化

“連携”の変遷と全体図

< 製（メーカー） >

2015年2月

F-LINEプロジェクト
味の素・カゴメ・日清オイリオ・
日清製粉ウェルナ・ハウス・ミツカン

2019年4月

F-LINE株式会社
【出資比率】味の素45%、ハウス26%、カゴメ22%、
日清製粉ウェルナ4%、日清オイリオ3%

< 行政 >

経済産業省
農林水産省
国土交通省
厚生労働省
公正取引委員会

製配販課題については

2016年5月

①SBM会議(食品物流未来推進会議)
F-LINEプロジェクト6社+
キッコーマン・キューピー

< 配（卸売業） >

②日本加工食品卸協会(日食協)
物流問題研究会

< 販（小売業） >

③ 日本スーパーマーケット協会
全国スーパーマーケット協会
オール日本スーパーマーケット協会

2020年

“①②製配間で物流問題を論議する場”を設置
(テーマごとにワーキンググループ立ち上げ)
第一期「納品リードタイム延長」⇒SBM各社翌々日配送移行完了
第二期「長時間待機と附帯作業」⇒製配間でガイドライン策定

2023年3月

首都圏SM物流研究会
⇒④SM物流研究会

2022年4月

“①②③④製配販間で物流問題を論議する場”を設置

FSP (フードサプライチェーン
サステナビリティプロジェクト)

1)卸⇒メーカー「受発注締め時間の後ろ倒し」
2)小売⇒卸「定番商品の発注時間の見直し」
3)小売⇒卸「特売品・新商品における発注・リードタイムの確保」
4)納品期限の緩和(1/2ルールの採用)
※製配販で「行動計画」策定し、毎年レビューと改訂

今後のカギ「F S P 概念（発着荷主が一堂に会して物流課題解決を議論する場創り）」の拡大・横展開

小売業

日本スーパーマーケット協会
全国スーパーマーケット協会
オール日本スーパーマーケット協会

SM物流研究会(首都圏、関西 計23社)

...

卸売業

日本加工食品卸協会

.....

メーカー

S B M会議

どうやって製・配・販の取り組みを拡大していくか.....

チルド物流研究会

飲料業界 社会課題対応研究会

※ =これまでのFSPの範囲

酒類

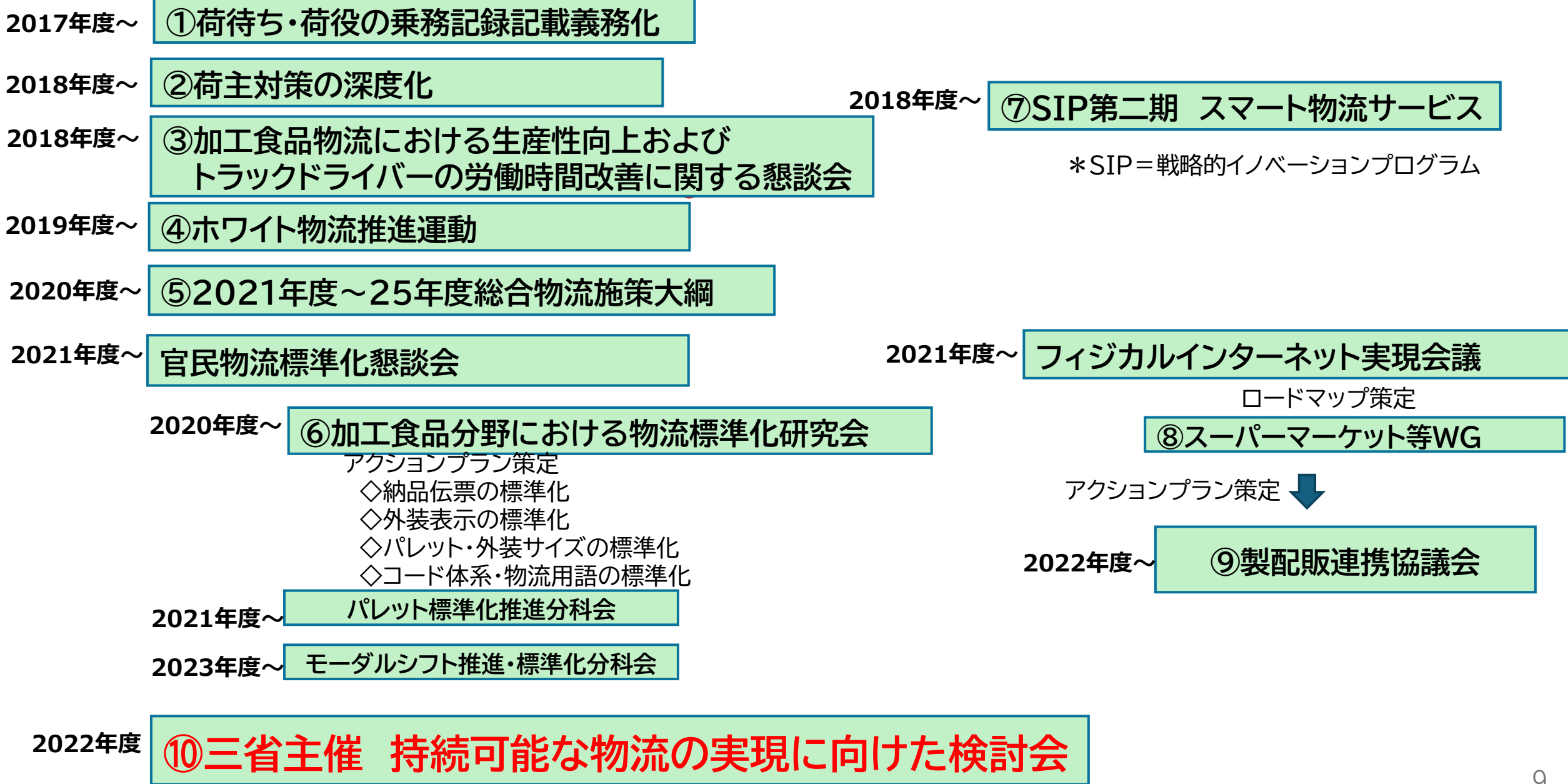
即席麺

菓子

生鮮

.....

行政の動き（議論・検討ステージ）



行政の動き 指針・法規制・実行ステージへ（2023～）

2023年3月3日

⑪我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議 総理指示

2023年6月2日

⑫物流革新に向けた政策パッケージ

2023年7月

⑬物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン

⑭“トラックGメン”設置

2023年10月

⑮物流革新緊急パッケージ

2024年5月

⑯改正物流2法公布
「流通業務総合効率化法」
「貨物自動車運送事業法」

2024年7月

「適正化事業調査員」創設

2025年6月

⑰「トラック新法」

2026年1月

⑱「下請法改正（取適法）」

指導・助言

調査・公表

勧告・命令

▶実行ステージ（発着荷主、元請・物流事業者）

物流効率化、現場の改善に取り組む

行動計画の策定、提出、公表

行動計画の実施、定期報告

物流統括管理者の選任（特定事業者荷主）

実運送体制管理簿の作成

など

まず大前提：物流関連法の背景と必要性(行政文書より抜粋)

■背景 ⇒ 既にご存じの通り

■必要性

①物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策が必要

②荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備

 そのための物流二法の改正をはじめとする動き

「物流二法の改正」とは、2つの法律、3つの内容 その1

1) 「流通業務総合効率化法」

①荷主、物流事業者に対する規制措置

やるべきことは「3プラス1」（荷主・物流事業者間の商慣行を見直しと……）

■「積載効率の向上等」「荷待ち時間の短縮」「荷役等時間の短縮」

■「実効性の確保」

特定事業者には、中長期計画の作成や定期報告等を義務づけ

そのうち荷主には、物流統括管理者の選任を義務づけ

「物流二法の改正」とは、2つの法律、3つの内容 その2

2)「貨物自動車運送事業法」

②トラック事業者の取引に対する規制的措置

- 役務内容その対価を書面交付
- 委託先への発注適正化(健全化措置)と運送管理者の選任
- 実運送体制管理簿の作成

③軽トラック事業者に対する規制的措置

- 管理者選任、講習受講、事故報告義務づけ

トラック新法とは

「貨物自動車運送事業法」

- (1)トラック運送事業の許可更新制の導入(5年ごと)3年
- (2)運送委託次数の制限(2次請けまで)1年
- (3)適性原価を下回る運賃・料金の制限 3年
- (4)無許可事業者(白トラなど)への運送委託の禁止強化 1年
- (5)労働者の適切な処遇の確保 3年

これらを推進するために独立行政法人や物流対策推進会議の
設立など体制を整備する

下請法改正とは

「中小受託取引適正化法」(通称「取適法」)

(1) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止(価格据え置き取引への対応)

(2) 手形払等の禁止

(3) 運送委託の対象取引への追加(物流問題への対応)

対象取引に、**発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加**

(4) 従業員基準の追加(適用基準の追加)

(5) 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供規定新設。

※用語の見直し

下請法⇒取適法、下請け事業者⇒中小受託事業者、親事業者⇒委託事業者

本日、流れ

1. はじめに(コーディネーターより)

加工食品物流の危機、製配販連携の歩み、物流二法の改正

2. 製配販各層の取り組み(パネリストの皆様より)

3. まとめ

本日、流れ

1. はじめに(コーディネーターより)

加工食品物流の危機、製配販連携の歩み、物流二法の改正

2. 製配販各層の取り組み(パネリストの皆様より)

3. まとめ

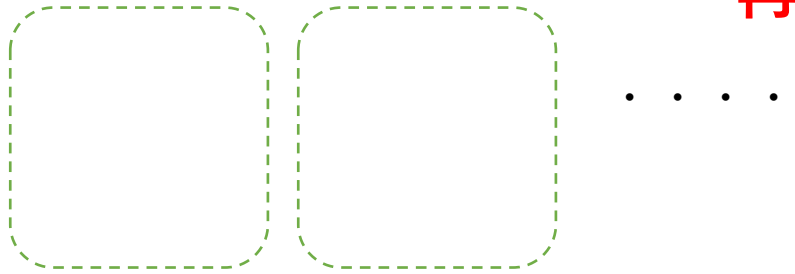
今後のカギ「F S P 概念（発着荷主が一堂に会して物流課題解決を議論する場創り）」の拡大・横展開

再掲

小売業

日本スーパーマーケット協会
全国スーパーマーケット協会
オール日本スーパーマーケット協会

SM物流研究会(首都圏、関西 計23社)



卸売業

日本加工食品卸協会



メーカー

S B M会議

どうやって製・配・販の取り組みを拡大していくか・・・

チルド物流研究会

飲料業界 社会課題対応研究会

※  =これまでのFSPの範囲

酒類

即席麺

菓子

生鮮

・・・

今後のカギ「F S P 概念（発着荷主が一堂に会して物流課題解決を議論する場創り）」の拡大・横展開

小売業

日本スーパーマーケット協会
全国スーパーマーケット協会
オール日本スーパーマーケット協会

SM物流研究会(首都圏、関西 計23社)



卸売業

日本加工食品卸協会

今年のポイント

メーカー

S B M会議

チルド物流研究会

どうやって製・配・販の取り組みを拡大していくか・・・

飲料業界 社会課題対応研究会

※ = これからのFSPの範囲

- 酒類
- 即席麺
- 菓子
- 生鮮
- ...

物流関連法の背景と必要性(行政文書より抜粋)

■背景 ⇒ 既にご存じの通り

ここを飛ばしがち！

■必要性

- ① **物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策が必要**
- ② **荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備**

 **そのための物流二法の改正をはじめとする動き**

本パネルディスカッションのまとめ

👉 物流改革はまさにこれからが本番！

👉 議論・検討の時期は終わり、あとは腹決めて、目の前の課題解決に向けて実行あるのみ（ ）

👉 加工食品分野ではサプライチェーン全体連携が必須

👉 「そもそも何のためにやるのでしたっけ？」を忘れずに！

ご清聴、ありがとうございました